

平成 27 年 7 月 7 日

岩手県、宮城県、福島県住宅主務課

被災 3 県における災害公営住宅整備事業等に係る標準建設費の特例について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課

標記については、平成 26 年 12 月 25 日付国住備第 150 号、国住整第 37 号、国住市第 78 号「平成 26 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（以下「改正通知」という。）附則第 3 条第 2 項において、別表第 2 に規定する「その他特別の事情がある場合」の加算額を、地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要があり、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額とする（以下「特例」という。）とされているところです。

この度、現時点で判明している地域の実情を踏まえ、特例を適用することがやむを得ないと認められる事情及び大臣が別に決定する額について、下記のとおり整理しましたので通知します。

なお、特例の適用対象事業は、改正通知の施行日（平成 27 年 1 月 1 日）において工事中又は着工前のものとし、「大臣が別に決定する額」は、当該事業の交付対象事業費と当該事業に適用される標準建設費（本特例を適用せずに算出した額）の差額の範囲内（参考：「その他特別工事費（大臣が別に決定する額）の適用イメージ図」参照）で、下記に示す額を勘案して、交付決定額として決定します。

また、特例の適用に係る額について、東日本大震災復興交付金等の追加配分を受けようとする際は、あらかじめ特例の適用の可否について、国土交通省の確認を受けてください。

記

1. 特殊な地盤条件に起因して特殊基礎工事費が増大した場合

（具体の対象例）

宮城県石巻市内では地盤が軟弱かつ支持層の位置が 50m から 60m と非常に深いことから、通常の特種基礎工事に比べて杭長を長くせざるを得ず、特殊基礎工事費が増大せざるを得なかったもの

（大臣が別に決定する額の上限額の目安）

通常の特種基礎工事に係る特例加算額を上回る額として、戸当たり 2,500 千円

2. 災害公営住宅の整備箇所が離半島部に位置していることにより、資機材の運搬や工事従事者の移動に係る費用が増大した場合

（具体の対象例）

宮城県塩竈市の離半島部において災害公営住宅を整備する必要があり、資機材の運搬費用が増大せざるを得なかったもの

(大臣が別に決定する額の上限額の目安)

資機材の運搬費用及び作業員等の移動費用として、戸当たり 5,000 千円

3. 特定の地域において建設工事の需給状況が逼迫したことにより、特に工事費が高騰した場合

(具体の対象例)

宮城県の北部沿岸部（石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町及び南三陸町）の区域内において平成 26 年 4 月から 9 月にかけて発注したもの

(大臣が別に決定する額の上限額の目安)

戸当たり建設工事費の 15%相当額

ただし、上記 1、2 に係る要因により限度額を加算する場合にあっては、当該加算額を除いた戸当たり建設工事費により算定した額とする。

以上

(参考)

その他特別工事費（大臣が別に決定する額）の適用イメージ図

改正通知の施行日時点で工事中又は着工前の事業を対象とし、改正通知の施行日以降の出来高に限らず、交付対象事業費と適用される標準建設費の差額の全額を交付対象とする。

